

## 令和2年4月から公共施設の使用料が変わります

	改正後（1時間あたり）		改正前		
	～17：00	17：00～	8：30～12：00	12：00～17：00	17：00～22：00
多目的ホール 専用使用	900	1,300	3,800	5,600	7,500
〃 高校生以下	100（2時間）		50（日額）		
〃 一般	100（2時間）		100（日額）		
会議室	200	300	900	1,300	1,600
研修室	200	300	900	1,300	1,600
和室 茶室	100	200	600	900	1,300
〃 教養文化室	100	200	600	900	1,300
〃 両室使用	200	300	900	1,300	1,600
工作実習室	300	500	1,500	1,900	2,900



- ・ 使用時間に応じ、1時間単位での使用料をいただきます。
- ・ 空調を使用される場合は、1時間あたり、料金の20%を加算していただきます。
- ・ これまで減額または免除されていた団体の方で今後も減免を受ける場合には「鯖江市公共施設減免申請書」の提出が必要となります。詳しくは職員にお尋ねください。